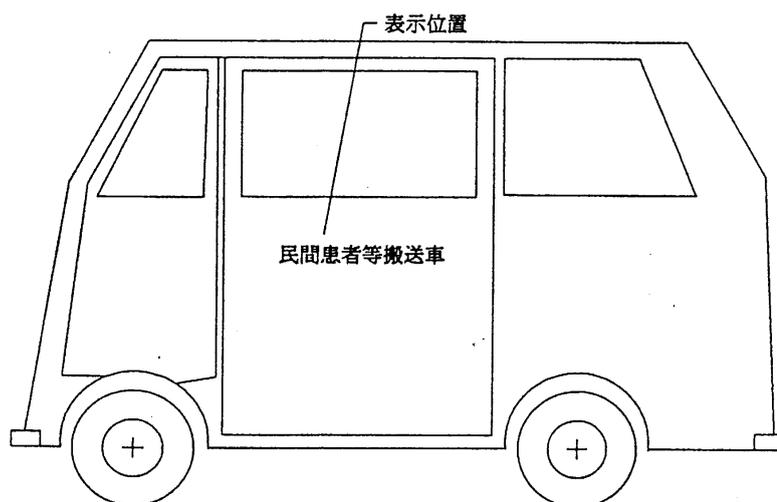


別記1

民間患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 表示文字は、次のとおりとする。
 - (1) 「民間患者等搬送車」と表示すること。
 - (2) 文字はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面及び後面に表示すること。
 - (3) 文字は、縦横50ミリメートル以上とすること。ただし、患者等搬送車の表示について国土交通省で定める場合は、この限りでない。
 - (4) 「摂津市消防本部」の表示は任意とし、表示する場合の文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とすること。
- 2 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面の見やすい位置とする。



別記 2 - 1

積 載 資 器 材

1 患者等搬送用自動車に積載する資器材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	ポケットマスク 手動式人工呼吸器（バグバルブマスク）
創傷等保護用資器材	三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう タオル
保温・搬送用資器材	担架 まくら 敷物 保温用毛布
消毒用資器材 （車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ ピンセット 感染防止用手袋 マスク 膿盆 汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別記 2 - 2

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	ポケットマスク ※手動式人工呼吸器（バッグバルブマスク）
創傷等保護用資器材	三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう タオル
保温・搬送用資器材	担架 まくら ※敷物 保温用毛布
消毒用資器材 （車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ ※ピンセット 感染防止用手袋 マスク 膿盆 汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別記3

消毒の実施要領

1 消毒の実施要領

区 分	血液、嘔吐物等による汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資 器 材	1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、殺菌	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車 内	1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備 考 1 車内で、水濡れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、ディスポーザブルのビニール手袋等を装着すること		

2 消毒の区分及び実施上の注意

区 分	適 用 (濃 度) 等	使 用 上 の 注 意
薬	塩化ベンザルコニウム 1 手指・皮膚 0.05%~0.1% 2 器具類 0.1% (作り方) ・濃度0.1%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液10%) 10cc+水990cc	1 結核菌に対しては有効でない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血清、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、十分に洗い落としてから使用すること 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。
	グルコン酸 1 手指・皮膚 0.1%~0.5% 2 器具類 0.1%~0.5% (作り方) ・濃度0.1%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液5%) 200cc+水800cc	1 広範囲の病原微生物に対し効果があるが、芽胞に対しては必ずしも有効でない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 希釈水がPH8以上のものでは沈澱することがある。

液	クレゾール石けん	1 手指・皮膚 0.5%～1% 2 器具類 0.5%～1% 3 排泄物 1.5% (作り方) ・濃度1%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液50%) 20cc+水980cc ・濃度1.5%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液50%) 30cc+水970cc	1 濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈澱することがあるので、このような場合は上澄み液を使用すること。 3 ウィルスに対しては有効でない。
	消毒用エタノール	1 手指・皮膚 2 器具類 ※使用する時は必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。	1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長期間使用する場合は、蒸気の吸入に注意すること 3 血清、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している場合は、十分に洗い落としてから使用すること 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂等により皮膚荒れを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品等の器具は長時間浸漬しないこと
	次亜塩素酸ナトリウム	1 手指・皮膚 0.01%～0.05% 2 器具類 0.02%～0.05% 3 排泄物 0.1%～1% 4 HBウィルス (1) 汚染 1% (2) 汚染 (疑) 0.1%～0.5% (作り方) ・濃度1%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液6%) 167cc+水833cc ・濃度0.5%の消毒液 (1ℓ) 消毒液 (原液6%) 83cc+水917cc	1 血清、膿汁等は、殺菌効果を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合は、十分に洗い流してから使用すること 2 金属を腐蝕させるので、器具等に使用する場合には注意すること。 3 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。 4 結核菌に対しては有効でない。
その他の消毒	焼却	法定伝染病等の病原体により汚染された物件、器具等で、消毒後再び供用する目的のないもの、又は消毒費用に比較して安価な物は焼却することが望ましい。	
	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒を実施できない場合は、薬液消毒と併用して直射日光消毒する。	

別記4

認定基準

- 1 乗務員は満18歳以上の者で、適任証の交付を受けているものであること。
- 2 患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。
 - (1) 十分な緩衝装置を有すること。
 - (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
 - (3) 乗務員が業務を行うために必要なスペースを有するものであること。
 - (4) ストレッチャー及び車椅子等を確実に固定できる構造であること。
ただし、車椅子専用の患者等搬送用自動車にあつては車椅子のみを確実に固定できる構造であること。
 - (5) 携帯電話又は無線機等の通信機器、連絡に必要な機器を設置しているものであること。
- 3 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
- 4 患者等搬送用自動車には、患者等搬送用自動車である旨の表示がされていること。
- 5 患者等搬送用自動車には、応急手当に必要な資器材等を備えていること。
- 6 消毒実施記録票が、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示されていること。
- 7 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいもので、清潔さが保たれていること。
- 8 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の者とする。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者